主 文 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理 由

弁護人山本俊三の控訴趣意は本判決末尾添附の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これについて判断する。

た原判決は事実を誤認したものであり、破棄を免れない。論旨は理由がある。 そこで、刑訴法第三九七条第三八二条第四〇〇条但書により原判決を破棄した上 刑法第三六条第一項刑事訴訟法第三三六条前段により被告人に対し無罪の言渡をな すことにして、主文のとおり判決する。

証拠

- 一、 医師D作成の診断書
- 一、 原審第二回公判調書中証人Dの供述記載
- 一、 同調書中証人Aの供述記載
- 一、 原審および当審の証人Aおよび同Cに対する各尋問調書
- 一、 原審および当審の各検証調書

(裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 吉田豊)